

青森県知的障害者福祉協会 人権倫理委員会運営規程

(目 的)

第1条 青森県知的障害者福祉協会(以下「県福祉協会」という)の事業目的に基づき、障害福祉サービスを利用する利用者の人権を擁護し、利用者主体の生活を支援するため、支援者の倫理及び資質の向上に資することを目的とする。

(協議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の事項を検討協議し、会長に答申する。

- (1) 倫理綱領、行動規範に関する事
- (2) 苦情解決に関する事
- (3) 権利侵害が報告された時の対応に関する事
- (4) 日本知的障害者福祉協会倫理委員会の事業に関する事
- (5) その他、会長が諮問する事項及び委員会の目的達成のために必要な事項に関する事

(委員の委嘱及び任期)

第3条 委員長は県協会会長が任命する

- (1) 委員会の委員は、会員または準会員である施設又は事業所に所属するものの中から指名する。
- (2) 委員長は委員の中から副委員長を指名する。
- (3) 任期は、2年間とする。なお、再任は妨げない。
- (4) 委員長は、東北知的障害者福祉協会の人権倫理委員を兼務する。

(委員の構成)

第4条 委員の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 10名以内(委員長、副委員長を含む)

委員については、原則として部会からの代表者を選出するとともに必要に応じて若干名委員長が選出できるものとする。

(会 議)

第5条 委員会は委員長が招集し、年2回の定例会とする。ただし、県福祉協会会長の要請があった場合及び委員長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 3 委員は、審議・検討を行ううえで知り得た情報を正当な理由なしに漏洩してはならない。本義務は委員退任後にも及ぶものとする。

(委員以外の出席)

第6条 委員会は、必要があるときは直接関係者の出席を求め、その意見を聞く事ができる。

(事務局)

第7条 委員会は事務局を構成し、会議に必要な事前準備、会議の報告、議事録の作成などを行なう。

付 則

- 1 この規程は、平成27年5月14日から施行する。
- 2 この規程は、平成31年4月25日から施行する。